

経済建設常任委員会所管事務調査報告

経済建設常任委員会委員長 村田 千鶴子

10月14日から15日にかけて実施しました千葉県袖ケ浦市および埼玉県所沢市での所管事務調査について報告いたします。

今回の調査事項は、両市の自治基本条例策定に向けての取り組み状況、議会の対応についてであります。

まず、袖ケ浦市の視察について報告いたします。

袖ケ浦市は、東京湾沿い、千葉県のほぼ中央に位置し、東は市原市、西は木更津市に接し、平成3年4月1日に君津郡袖ケ浦町から市制を施行し袖ケ浦市になる。人口は、10月1日現在62,031人で東京湾アクアラインや東関東自動車道館山線が開通し、圏央道も一部供用開始されるなど、交通結節点として利便性が飛躍的に高まり、人口も増加傾向にある。視察時は、市長選の告示を4日後に控え街頭も賑わっていました。

さて、袖ケ浦市は、市長の公約にて平成22年度に自治基本条例策定市民会議の設置を行い、平成24年度までに27回の会議を開催。平成23年度に庁内に策定委員会・部会が設置され、市民会議の中間報告に対し市の見解を提示する。平成24年度にはフォーラムや市民対話集会を開催。その後、平成25年度2月に議案として提出するが、付託された委員会において継続審査となる。

議会での審議経過は、平成22年6月、全員協議会にて、最初の自治基本条例関連の説明を受け、議案上程までに全員協議会での説明が8回、総務企画常任委員会での所管事務調査を1回実施し、委員会で審議。審査の結果、継続審査とし、その後、5回の所管事務調査を行う。平成25年6月定例会会期中の委員会にて、「条例の主体となる市民に、十分な周知と理解が進んでいるかといえ大いに疑問である。」、「第3条の定義にある「市民等」に問題を感じる。」、「一部の心無い市民等に悪用される危険性があり、市民に不利益な混乱を招く危険性がある。」、等の主な理由にて賛成少数で否決され、本会議でも賛成少数で否決となったとの説明がありました。

質疑に入り、委員より、「現市長が公約で掲げた理由は何か」との質問に、「少子高齢化となり税収も減る中で、行政が画一的なことをやるだけでは難しい時代となり、まちづくりの主役は市民であり、まず、まちづくりのルールをつくり市民と共有して議会・行政が一体となり発展していくために自治基本条例が必要である。」との答弁でした。また、委員より「議案上程前の議員の反応はどうか」との質問に、当時の総務企画常任委員会委員長より「市民意識が醸成されていない中、時期尚早ではないか。」との答弁がありました。他の委員より「今後も制定を目指していくのか」との質問に対し、「否決後は、企画課と市民が協働のまちづくりをどう進めていくのか話し合っ、職員向けの協働指針をつくり、現在、市民向けの協働指針を作っているところである。現市長が3期目に再選されれば、自治基本条例ではなく、協働の新たなしくみづくりの条例を目指すであろう」と答弁がありました。

その他、若干の質問はありましたが、報告は省略いたします。

次に、所沢市の視察について報告いたします。

所沢市は、首都東京から30キロ圏内にあり、武蔵野台地のほぼ中央で、昭和25年に市制を施行し、現在では人口34万人を超える埼玉県南西部の中心都市として発展している。明治44年に、我が国ではじめて飛行場がつくられ、日本の航空発祥の地となっている。

さて、所沢市の自治基本条例は市議会提案から始まったとのことである。市の取り組みに先駆け、議会は、平成17年から「まちづくり基本条例に関する特別委員会」を設置し、条例骨子案を提言するとともに、市民主導のパブリック・インボルブメントによる素案作りを要請する。議会が平成21年に、市民との対話を通じて原案を修正するなどした議会基本条例を制定したことを受け、平成21年から50人の公募市民による条例検討委員会が中心となって原案を作成。約1年半にわたる審議により、自治基本条例原案が完成。執行部による若干の修正を得て、平成22年9月議会に提出される。付託された常任委員会の委員長より、特別委員会の設置を求められ、同会期中に設置され、平成23年3月までの間に13回の委員会を開催し、修正作業を行う。修正案により可決される。

議会修正を実現するには、「原案を尊重しつつ、具体的な矛盾や疑問は修正する。」「修正提案の定型書式を用意し、各会派から提案を一括表に集約すること。」「議会修正案に対する市民の公聴会を開催し、徹底した議論が重要である」と、当時の自治基本条例特別委員会委員長であった現議長が、持論を交え熱い思いで詳細に説明していただきました。

質疑に入り、委員より「市民との協働を強くすると議会の働きとは何だという事に成りかねない。市民との協働の定義をどうするか。」との質問に、「協働とは、役割分担に基づき、まちづくりの推進のために情報提供し、対等な立場で連携し協働し取り組むことで、まちづくりを定義することのほうが大事である。議会不要論については、市とは「市議会及び市長」であると法律による定義が大前提にある。これができたから議会の機能が弱まることはない。協働はまちづくりの実際の作業と考える。市議会は決定する権限がある。市議会として議会基本条例において、機能を高めれば、議会不要論にはつながらない。議会もパブコメ・公聴会を行い市民の声を聞く必要があるとの答弁でした。

その他、幾つか質問はありましたが、報告は省略いたします。

地方分権の流れの中で、地域の実情にあった独自の政策とともに自治体運営の根拠となるルールを明確にする必要性について問われています。島田市は、市長の所信表明の中で制定について強い意向が示され、総合計画後期基本計画の中で、市民参加・地域主体のまちづくり推進項目に重点的取り組みとし、昨年12月に「島田市自治基本条例を考える市民会議」が設置され、現在検討中です。自治基本条例の制定については、市民からも賛否両論の声があります。議会として自治基本条例の必要性についてしっかりと審議・議論をしていきたいと思っております。